

田布施町現場代理人取扱要領（平成23年田布施町訓令第16号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>① 兼務する工事契約が3件以内であること。_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 複数の災害復旧工事等（<u>1件の契約金額が250万円未満で、</u> 治山事業、林地崩壊防止事業、<u>がけ崩れ緊急対策</u> _____を含む）は1件の契約とみなす。</p>	<p>① 兼務する工事契約が3件以内であること。<u>ただし、災害復旧工事</u> <u>等を含む場合は、4件とする。</u></p> <p>(2) 複数の災害復旧工事等（_____ 治山事業、林地崩壊防止事業、<u>がけ崩れ対策事業、急傾斜地崩壊対策</u> <u>事業を含む</u>）は1件の契約とみなす。</p>